

NEWS

～ 令和2年2月

社会保険労務士 岡経営労務事務所

労働保険事務組合 経営労務協会

横浜市港北区新横浜2-5-10新横浜楓第2ビル7階

TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759

URL <https://www.okakeiei.jp>

-----令和2年2月27日時点の情報に基づき記載しています-----

新型コロナウイルス感染症 従業員への案内について

2月25日に政府から「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が発表されました。

基本方針では集団感染（集団には事業者も含まれると考えられます）が疑われる場合には、休業等の対応を要請するとされており、事業所内で集団感染が発生した場合には、今後の状況によっては一定期間の事業所閉鎖等も考えられます。

従業員の安全確保を行い、事業所内での集団感染を発生させないようにするため、従業員にどのような案内をしたらよいか迷われている事業所様も多いと思います。政府からはテレワーク勤務や時差出勤も推奨されております。

つきましては、従業員様向けの文例を作成しました。従業員様向けの案内をする際のご参考としてください。文例は一例ですので、各事業所様の実態に合わせてご利用いただければと思います。

令和2年●月●日

従業員各位

株式会社●●●●
代表取締役●●●●

新型コロナウイルス感染症対策について、2月25日に政府から基本方針が発表されたことを受け、当社では従業員の安全および事業の継続を優先的に取り組むものとし、以下の方針を決定しました。全社一丸となって取り組みます。お一人お一人の協力が不可欠です。方針を遵守するようにしてください。

1 日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。咳などの症状がある方は、咳エチケットを行ってください。十分な睡眠をとるとともに、バランスのとれた食事と適切な水分補給で免疫力を高めることも大切です。

2 発熱等の風邪の症状が見られるとき

厚生労働省からは会社を休むよう呼びかけがされています。発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、最初に「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、感染するリスクを高めることとなりますので避けましょう。

「帰国者・接触者相談センター」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

3 感染が疑われるときには

「帰国者・接触者相談センター」で相談の結果、感染の疑いのある場合には、「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関を勧められます。受診を勧められた医療機関を受診します。複数の医療機関を受診することは控えてください。なお、会社への経過報告は、この時点からは随時行ってください。

4 不要・不急の打合せは中止

社内、社外を問わず、打合せ、会議は必要性・緊急性を考慮の上、開催を検討してください。
不要・不急の打合せは中止してください。

5 来客への対応

社内への来客対応については、手洗い、咳エチケットについてご理解をいただき、当社内において実施していただくようお願いしてください。

6 顧客へ訪問時の対応

まずは訪問の必要性を検討してください。やむを得ず訪問する際には、感染防止と顧客に対して不快感を与えないよう、訪問時の手洗いと、咳エチケットを心掛けてください。

7 勤務についての特例措置を実施します（←実施する場合の規定例）

テレワークの実施

対象者：営業部 全員

措置：原則、テレワーク勤務（自宅勤務）を実施してください

始業、終業の具体的な連絡方法については別途上長に確認してください

期間：●月●日～●月●日まで（短縮・延長は状況により判断します）

時差出勤の実施

対象者：総務部 全員

措置：原則、時差出勤を実施してください

具多的な時差出勤は●時～●時、●時～●時、●時～●時で行ってください。

1日の所定労働時間に変更はありません。例えば、通常よりも出勤が1時間遅い場合には、退社も1時間遅くなります。担当業務や顧客対応、家庭の事情等で時差出勤が難しいときには、上長に相談してください。

期間：●月●日～●月●日まで（短縮・延長は状況により判断します）

以上